

# 商業簿記

【第19回】

税効果会計②

株式の発行

# テーマ 1 3 : 税効果会計②

## 1. 税効果会計とは？その対象 (P175)

### (1) 税効果会計とは？ (P175)



<前回の復習>

(2) 税効果会計を適用する場合

将来の減額効果

法人税等からマイナス

(借) 繰延税金資産 400	(貸) <b>法人税等調整額 400</b>
----------------	------------------------

損益計算書		
収 益	XXX	
費 用	$\Delta XXX$	
税引前当期純利益	3,000	
法人税等 1,600		
<b>法人税等調整額 400</b>	$\Delta 1,200$	← 対応
当期純利益	<u>1,800</u>	

3,000 × 税率40%  
で計算した  
金額になった!

P/Lの側面  
から見た  
効果

**税前利益と法人税等を対応させる!**

### (2) 税効果会計の対象となる 差異の種類 (P176・177)

( ) 差異	将来 ( ) 一時 差異
	将来 ( ) 一時 差異
( ) 差異	←税効果の対象にな らない!

## 2. 税効果会計の対象と処理(P172)

論 点 1	税効果会計の対象と将来減算一時差異の処理① (P 178～P179 )			
仕訳例の金額 設例13-3	1. 一時差異その1 (1) 将来減算一時差異 (P174) の発生 ×1年度の貸倒引当金繰入1,000円であるが、法人税法上、全額が損金 不算入となった。→一時差異が発生した場合 なお、法人税等の税率は40%とする (翌年度も同率とする)			
	企業会計上の仕訳		税務会計上の仕訳	
	借 方	貸 方	借 方	貸 方
決算時 (P 179) 貸倒引当金設定の処理				
決算時 (P 179) 税効果会計の仕訳			/	

### ① 損益計算書 (税効果なし)

収益	10,000
費用	5,000
<b>税引前当期純利益</b>	<b>5,000</b>
法人税・住民税及 び事業税	
<b>当期純利益</b>	

【税務調整～申告書別表4の仕組み】

	税引前当期純利益	
加	損金不算入となる項目 貸倒引当金の損金算入額	
減	損金算入となる項目	
課 税 所 得		

### ② 損益計算書 (税効果あり)

収益	10,000
費用	5,000
<b>税引前当期純利益</b>	<b>5,000</b>
法人税・住民税及 び事業税	
法人税等調整額	
<b>当期純利益</b>	

## 2. 税効果会計の対象と処理(P180)

論 点 2	税効果会計の対象と将来減算一時差異の処理② ( P 180～P181 )			
仕訳例の金額 設例13-4	1. 一時差異その1 (2) 将来減算一時差異 (P176) の解消 ×2年度において、×1年度に設定した貸倒引当金1,000円が、売掛金1,000の貸倒れにより、税法上、全額が損金算入が認められた。 →一時差異が解消した場合			
	企業会計上の仕訳		税務会計上の仕訳	
	借 方	貸 方	借 方	貸 方
期中 (P 180) 貸倒れの処理				
決算時 (P 181) 税効果会計の仕訳			/	

### ① 損益計算書 (税効果なし)

収益 10,000

費用 5,000

税引前当期純利益 5,000

法人税・住民税及  
び事業税

当期純利益

【税務調整～申告書別表4の仕組み】

	税引前当期純利益	
加	損金不算入となる項目	
算		
減	損金算入となる項目	
	貸倒引当金の損金算入額	
算		
課	税 所 得	

### ② 損益計算書 (税効果あり)

収益 10,000

費用 5,000

税引前当期純利益 5,000

法人税・住民税及  
び事業税

法人税等調整額

当期純利益

## 2. 税効果会計の対象と処理(P181)

論 点 3	税効果会計の対象と将来加算一時差異の処理 ( P 181～P183 )			
仕訳例の金額 設例13-5	2. 一時差異その2 (1) 将来加算一時差異 ( P182・183 ) の発生→「仕訳例01」 第1期の決算において、その他有価証券を時価に評価替えする。 取得原価1,500円、期末時価1,600円であった。→一時差異が発生した場合 なお、法人税等の税率は40%とする (翌年度も同率とする)			
	税効果会計なしの仕訳		税効果会計ありの仕訳	
	借 方	貸 方	借 方	貸 方
決算時 ( P 178 ) 時価評価の決算整理仕訳				
決算時 ( P 178 ) 税効果会計の仕訳	(この部分は斜線が入ります)			

設例13-6

P184・185

(2)第2期の期首に時価評価の仕訳の再振替仕訳 (洗替え) を行った。

時価評価の仕訳の再振替仕訳

税効果会計ありの仕訳

税効果会計を適用した場合の「**その他有価証券評価差額金**」がいくら**純資産に計上されるのか**検討してください。

純資産の部	3区分の考え方
I 株主資本 1 資本金 2 新株式申込証拠金 3 資本剰余金 (1) 資本準備金 (2) その他資本剰余金 4 利益剰余金 (1) 利益準備金 (2) その他利益剰余金 別途積立金 繰越利益剰余金 5 自己株式 6 自己株式申込証拠金	現在の株主に帰属する持分 + 利益として実現しているものを記載 ↓ 特に重要な情報は純利益であるため、純利益を生み出す正味ストックとしての「株主資本」を独立区分して表示する。 ↓ つまり、これこそがいわゆる企業会計上の「資本」であり、このため、純資産を株主資本と株主資本以外の項目に区分する
II 評価・換算差額等 1 その他有価証券評価差額金 2 繰延ヘッジ損益	利益として実現していないもの (投資のリスクから解放されていないもの)
III 新株予約権	現在株主とは異なる将来の潜在的株主との直接的な取引によるもの

# 貸借対照表の**純資産の部**がどのような表示になっているか検討してみよう！

純資産の部	①申込証拠金がある場合
I 株主資本 1 資本金 2 新株式申込証拠金 3 資本剰余金 (1) 資本準備金 (2) その他資本剰余金 4 利益剰余金 (1) 利益準備金 (2) その他利益剰余金 別途積立金 繰越利益剰余金 5 自己株式 6 自己株式申込証拠金 II 評価・換算差額等 1 その他有価証券評価差額金 2 繰延ヘッジ損益 III 新株予約権	

## 第6回 第1問 仕訳問題

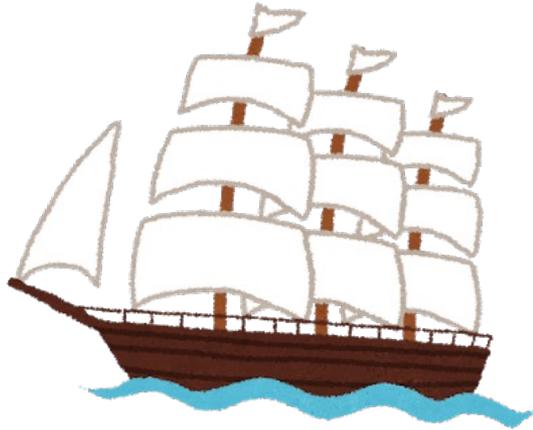
3. ×3年3月31日、決算にあたり、売上債権の期末残高¥500,000について2%の貸倒れを見積り、貸倒引当金を設定したが、その全額について税法上の損金算入が認められなかったため、貸倒引当金にかかわる税効果会計の仕訳を行う。貸倒引当金に期首残高はなく、また法人税等の法定実行税率は30%である。なお、貸倒引当金を設定するための決算整理仕訳はすでに行っているものとし、税効果会計の適用に関わる仕訳のみ解答すること。

借 方	貸 方

## テーマ14：株式の発行(P188)

### 1.株式会社って何だろう？

みんなで考えてみよう



どうやって、航海に出る  
お金を集めようか？

【ワーク：お金を集める方法を考えて記入してください。】

# テーマ 1 4 : 株式の発行

## 2. 株式の発行(P188)

### 株式会社って何なのか？

#### (1) 世界初の株式会社、その起源とは？

世界で最初に生まれた株式会社はオランダの「東インド会社」、1602年に作られました。

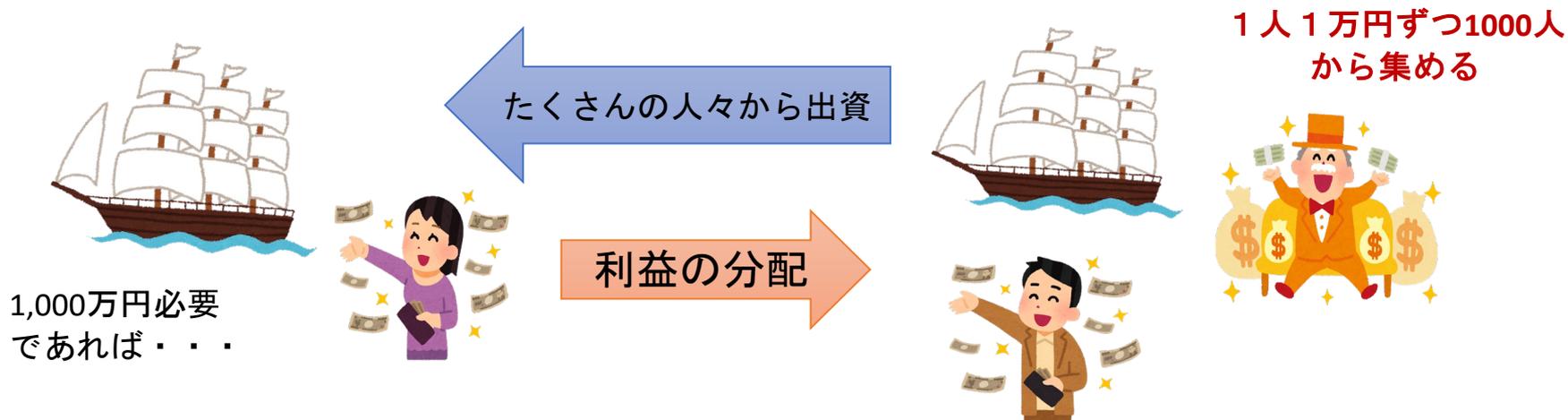


アムステルダムの旧オランダ東インド会社ビル

当時、航海に出ることは大きなビジネスを開拓できる可能性があった事業でしたが、それと同時に船員の雇用や船の生産費などの必要なコストも高く、また遭難や略奪などのリスクも非常に大きいものでした。また、もちろん航海を行っても何の成果も得られないこともありました。

会社法会計は、ここから理解しておく必要がある！

そこで多くの出資者を募り、その出資の単位に応じて、航海の後に利益を分配するという方法を考えました。この出資こそが現在の株式の原型となっています



## (2) 株式会社が多くの人から出資を集めるための仕組み

少額ずつお金を集めるにしても、**会社が100億負債を負い、出資者がその債務負うことになれば、やはり誰も出資はしません。**

そのために、次の2つの仕組みを導入し、広く一般公衆から資金を調達できるようにしました。

### A 株式制度：

社員という地位が細分化された割合的単位の形式（これを株式という）をとる

### B 間接有限責任：

会社債権者に対して、社員はなんらの責任は負わない

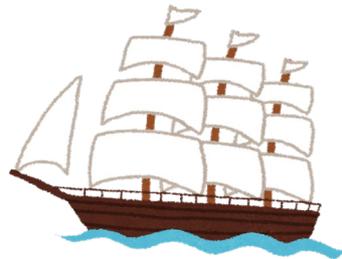
このため、債権者を保護する制度を設けた

# 株式会社の「**間接有限責任原則**」

## 会社法の条文

### 株主の責任(104条)

**株主の責任は、その有する株式の引受価額を限度とする。**



自分の出資した額の  
範囲内では責任を  
負わなくていい！



### 3. 株式発行処理(P192～193)

論 点 1	株式発行の処理（P192～193）			
仕訳例の金額 仕訳例01	会社設立にあたり、株式500株を1株の払込金額6,000円で発行し、全株式の払い込みを受け、払込金額が普通預金に入金された。 なお、 <b>容認処理の場合は「会社法で認められる最低額」</b> を資本金に組み入れる。			
	①資本組入の <b>原則的</b> 仕訳		②資本組入の <b>容認</b> 仕訳	
期中仕訳 資本組み入れの仕訳	借 方	貸 方	借 方	貸 方

純資産の部	① 原則的仕訳による場合
I 株主資本 1 資本金 2 新株式申込証拠金 3 資本剰余金 (1) 資本準備金 (2) その他資本剰余金 4 利益剰余金 (1) 利益準備金 (2) その他利益剰余金 別途積立金 繰越利益剰余金 5 自己株式 6 自己株式申込証拠金 II 評価・換算差額等 1 その他有価証券評価差額金 2 繰延ヘッジ損益 III 新株予約権	

純資産の部	② 容認仕訳による場合
I 株主資本 1 資本金 2 新株式申込証拠金 3 資本剰余金 (1) 資本準備金 (2) その他資本剰余金 4 利益剰余金 (1) 利益準備金 (2) その他利益剰余金 別途積立金 繰越利益剰余金 5 自己株式 6 自己株式申込証拠金 II 評価・換算差額等 1 その他有価証券評価差額金 2 繰延ヘッジ損益 III 新株予約権	

### 3. 株式発行処理(P196～197)

論 点 2	株式申込証拠金の処理 (P196～197)			
仕訳例の金額 仕訳例03	① 未発行株式のうち500株を1株の払込金額9,000円で募集して増資を行うことになり、申込期日までに払込金額の全額を申込証拠金として受け入れ、別段預金とした。期首段階の資本金は500万円とする。 ② 申込証拠金をもって、払込金に充当し払込期日に全額資本金に振替え、別段預金を普通預金に預け替えた。			
	① 申込証拠金受け取りの仕訳		② 払込期日の仕訳	
	借 方	貸 方	借 方	貸 方
期中 (P 197)				

純資産の部	① 申込証拠金がある場合
I 株主資本 1 資本金 2 新株式申込証拠金 3 資本剰余金 (1) 資本準備金 (2) その他資本剰余金 4 利益剰余金 (1) 利益準備金 (2) その他利益剰余金 別途積立金 繰越利益剰余金 5 自己株式 6 自己株式申込証拠金 II 評価・換算差額等 1 その他有価証券評価差額金 2 繰延ヘッジ損益 III 新株予約権	

純資産の部	② 払込期日が到来した場合
I 株主資本 1 資本金 2 新株式申込証拠金 3 資本剰余金 (1) 資本準備金 (2) その他資本剰余金 4 利益剰余金 (1) 利益準備金 (2) その他利益剰余金 別途積立金 繰越利益剰余金 5 自己株式 6 自己株式申込証拠金 II 評価・換算差額等 1 その他有価証券評価差額金 2 繰延ヘッジ損益 III 新株予約権	

【考えてみよう！】

出資を受けた金額を「**資本金**」として処理することにどんな意味があるのだろうか？

＜株式会社制度について＞



多くの人から資  
金を調達（資本  
金として処理）

たくさんの資金が必要

